

## 学校施設使用にあたっての遵守事項等について

学校の施設開放は、学校や近隣住民の方々に迷惑をかけないことが原則となります。

学校施設の使用にあたっては、市川市学校施設の開放に関する規則および裏面「遵守事項」を必ず守ってください。

今年度につきましても、近隣住人等からの苦情が多く寄せられていますので、ご注意ください  
いただきますよう、お願いします。

なお、下記の遵守事項が守られない状況が続く場合は、施設の使用の停止や団体登録を取り消すこともありますので、ご留意ください。

**『学校施設』を利用しているということを十分ご理解の上、ご協力をお願いします。**

### 1. 学校施設について

学校施設開放は学校教育に支障の無い範囲での開放を行っております。学校施設をご利用する際は、学校からの要望、注意を遵守いただきますようお願いいたします。

なお、学校施設開放利用時には、利用時間（開放時間は9時から21時まで）を厳守し、学校周辺での話し声などに配慮し、近隣の方の迷惑にならぬようご利用ください。

### 2. 書類の提出について

毎月の提出書類及び照明料の納付には、期日が定められています。

しかしながら、度々、提出（納付）が遅れる団体が見受けられます。これらの期日は、必ずお守りいただきますよう、お願いします。

#### (1) 書類の提出期限

##### ①市川市運動場等使用承認申請書（黄色い3枚つづりの用紙）

使用申請月の前月5日までに、同申請書を学校が教育委員会に送付できるよう、  
団体の方が申請書を学校に提出

##### ②市川市運動場等照明設備使用実績報告書（ピンク色の用紙）

使用した月の翌月の5日までに、同申請書を学校が教育委員会に送付できるよう、  
団体の方が申請書を学校に提出

#### (2) 照明料の支払期限

照明料の納付書に記載された期日

## 【遵守事項】

- ① 学校施設内への車の乗り入れ、駐車は原則禁止となっています。駐車が必要な際は必ず学校の許可を得てください。許可を得た場合でも校庭への駐車は教育施設の保全の面から禁止します。また、学校周辺を自動車等で通行する際は周りの迷惑にならぬよう十分配慮してください。
- ② 自分たちで出したゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ③ 市の施設である学校は全面禁煙となっています。近隣からの苦情が増えていることから、敷地周辺においても喫煙はお控えください。また、飲酒やゴミのポイ捨て等も学校や近隣の方、他の利用者の迷惑につながりますので禁止します。
- ④ 活動に必要な用具類、備品等は、原則活動団体でご用意ください。学校の用具類・備品・設備等は、許可なく使用できません。また、学校の使用許可を得た場合でも、占有しての使用は認められません。  
(特にバレーボールやバドミントンの支柱やネット、サッカーのミニゴール、ボール、マット、跳び箱、タイマー等)
- ⑤ 使用時間外の学校施設の利用は、原則禁止となっています。  
**使用時間を厳守してください。(準備・片付けの時間を含み、9時から21時まで。)**  
また、年末年始(12月29日～1月3日)は開放しません。
- ⑥ 使用目的以外の活動は、行わないでください。
- ⑦ 近隣に迷惑をかけないように、騒音等十分配慮してください。  
(大声で騒ぐ、車・バイクなどの騒音、迷惑駐車等)
- ⑧ ボールなどが近隣の住宅や店舗に入らないよう、ご注意ください。  
万一入った場合には、誠意をもって謝罪し、拾わせてもらうようにしてください。
- ⑨ 学校の施設、設備、備品等を破損した場合は、必ず学校へ連絡するとともに、その使用団体で責任をもって弁償、修理を行ってください。
- ⑩ 使用予定の変更やキャンセルをしたい場合は、**事前**に学校へ連絡してください。
- ⑪ 鍵の管理、戸締りは責任をもって行ってください。
- ⑫ 校舎内・校舎外での火の取り扱いは、学校長の許可を得るほか、関係機関への所定の手続きを行ってください。
- ⑬ 人命最優先となりますことから、AEDの設置場所、使用方法等の緊急時対応について、団体内で相互把握に努めて下さい。
- ⑭ 熱中症や光化学スモッグ、インフルエンザ等団体員の健康状態については常に留意し無理な活動は避けてください。
- ⑮ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等により学校閉鎖等となった場合、その期間中は施設開放も中止となる場合がありますので、ご承知おきください。

## 【配慮事項】

- ① 学校教育に支障のない範囲で行われるのが学校施設開放となります。  
体育施設ではなく学校施設ということで、優先されるべきは学校教育でありますことから、施設の清掃や借用した用具の片付け・消毒等を開放委員会内で協議し、学校への積極的な協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。
- ② 学校施設開放事業は登録年度での使用を許可するものです。  
毎年度更新している登録団体が優先されるものではありませんので、使用日時については、新規登録団体や新規要望団体と積極的に協議し調整ください。もし要望日時がかぶってしまった場合は、重複団体同士で調整つくまで休止とするか、またはくじ引きにする等開放委員会で協議ください。